平成２５年（フ）第１９３６号
福岡市東区若宮４丁目16番33号
債務者　山本　晴美（旧姓塩川）
1　決定年月日時　平成26年１月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月17日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１９４３号
福岡県宗像市鐘崎422番地24
債務者　久田　良則
1　決定年月日時　平成26年１月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月17日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１９４５号
福岡市西区愛宕３丁目16番43号
債務者　浅野　浩嗣
1　決定年月日時　平成26年１月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月17日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１９４８号
福岡市南区折立町２番８―102号
債務者　楠田　圭子
1　決定年月日時　平成26年１月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月17日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１９５３号
福岡市博多区博多駅南３丁目15番13―1103号
債務者　濱野　節子
1　決定年月日時　平成26年１月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月17日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１９６２号
福岡県糟屋郡粕屋町原町１丁目５番３号真子アパート205号
債務者　牧　美代子
1　決定年月日時　平成26年１月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月17日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１９６４号
福岡市東区郷口町15―15エミネンス藤502号室
債務者　安武伊久茂
1　決定年月日時　平成26年１月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月17日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１９６６号
福岡県大野城市下大利団地45番204号
債務者　江口　光夫
1　決定年月日時　平成26年１月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月17日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１９７１号
福岡市東区唐原２丁目３番18―405号
債務者　平村昌美こと　蒋　　昌美
1　決定年月日時　平成26年１月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月17日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１９９１号
福岡市東区舞松原４丁目５番326号
債務者　和田　祐美
1　決定年月日時　平成26年１月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月17日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１９９４号
福岡県糟屋郡志免町大字吉原109番地１レ・ジュトン空港南506号
債務者　片渕　重治
1　決定年月日時　平成26年１月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月17日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１９９６号
福岡県古賀市花見南２丁目27番43号
債務者　松藤　　綾（旧姓久保）
1　決定年月日時　平成26年１月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月17日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第２０００号
福岡市中央区草香江２丁目１番20―104号
債務者　八尋　清子
1　決定年月日時　平成26年１月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月17日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第２００６号
福岡県糟屋郡宇美町光正寺３丁目５番13―405号
債務者　梶原　一人
1　決定年月日時　平成26年１月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月17日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第２００７号
福岡市中央区舞鶴３丁目３番13―204号
債務者　井戸　邦子
1　決定年月日時　平成26年１月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月17日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第２０１２号
福岡市中央区赤坂３丁目12番９号
債務者　阿部　　等
1　決定年月日時　平成26年１月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月17日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第２０２８号
福岡市中央区福浜１丁目１番11―1107号
債務者　堀内　良治
1　決定年月日時　平成26年１月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月17日まで
福岡地方裁判所第４民事部